

関西学院自己点検・評価規程

2004年3月12日
理事会決定

(趣旨)

第1条 関西学院は、その教育研究水準の向上を図り、学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び管理運営等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行う。

(関西学院評価推進委員会)

第2条 前条の趣旨を達成するため、本学院に関西学院評価推進委員会（以下「評価推進委員会」という。）を置く。

2 評価推進委員会は、本学院の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに第三者評価への対応に関して総括し、本学院の自己点検・評価活動の推進・発展を図る。

(構成)

第3条 評価推進委員会は次の委員をもって組織する。

- 1 院長
- 2 理事長
- 3 学長
- 4 短期大学学長
- 5 高中部長
- 6 千里国際キャンパス統轄
- 7 宗教総主事
- 8 常務理事
- 9 常任理事
- 10 事務局長
- 11 法人部長
- 12 人事部長
- 13 財務部長
- 14 副学長
- 15 大学宗教主事
- 16 大学図書館長
- 17 各学部長
- 18 独立研究科委員長
- 19 各専門職大学院研究科長
- 20 大学事務統轄
- 21 聖和キャンパス事務室長
- 22 千里国際キャンパス事務室長
- 23 高等部長
- 24 千里国際高等部校長
- 25 中学部長
- 26 千里国際中等部校長
- 27 初等部校長
- 28 幼稚園園長
- 29 大阪インターナショナルスクール校長
- 30 高中部事務室長
- 31 初等部事務長
- 32 評価情報分析室長
- 33 評価情報分析室副室長

2 評価推進委員会が特に必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(委員長等)

- 第4条 評価推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 評価推進委員会の委員長は院長、副委員長は理事長及び学長とする。
 - 3 評価推進委員会は委員長が招集し、その議長となる。
 - 4 委員長に事故ある場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の議決)

- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の開催)

- 第6条 評価推進委員会は、委員長が必要と認めた場合、又は副委員長から要求がある場合に開催する。

(役割)

- 第7条 評価推進委員会は、法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、短期大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会、幼稚園自己評価委員会、千里国際高等部自己評価委員会、千里国際中等部自己評価委員会及び大阪インターナショナルスクール自己評価委員会（以下「法人自己評価委員会等」という。）の自己点検・評価を総括するとともに、次に掲げる事項を行う。
- 1 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標等の調整
 - 2 法人自己評価委員会等が取りまとめた自己点検・評価結果の集約
 - 3 法人自己評価委員会等の自己点検・評価結果に対する助言・勧告
 - 4 理事会及び大学評議会、短期大学教授会、高中部教学協議会、初等部教師会、幼稚園教師会、千里国際高等部教師会、千里国際中等部教師会及び大阪インターナショナルスクール教師会（以下「理事会等」という。）への総括結果の報告
 - 5 総括結果の公表
 - 6 認証評価機関の決定及びそれへの対応
 - 7 その他自己点検・評価及び第三者評価に関する事項

(自己点検・評価活動)

- 第8条 自己点検・評価は、次の事項によって進められる。
- 1 自己点検・評価は、法人・大学・短期大学・高中部・初等部・幼稚園・千里国際高等部・千里国際中等部・大阪インターナショナルスクール（以下「法人等」という。）及びその各部局が設定する目標に基づいて行われる。
 - 2 評価推進委員会は、自己点検・評価の計画・範囲・分野、その他自己点検・評価の実施・運営に関する基本的な事項を決定する。
 - 3 法人自己評価委員会等は、自己点検・評価活動にあたって、評価推進委員会に評価目標、評価項目、評価指標等の具体的内容を報告する。
 - 4 評価推進委員会は、評価目標、評価項目、評価指標等を全学的な観点から調整し、法人自己評価委員会等に助言・勧告を行う。
 - 5 法人自己評価委員会等は、自己点検・評価作業を行った上で、その結果を評価推進委員会に報告する。
 - 6 評価推進委員会は、評価結果についての集約を行うとともに、法人自己評価委員会等に助言・勧告を行う。

(自己点検・評価結果への対応)

- 第9条 法人等及びその各部局は、自己点検・評価結果に基づき、その教育研究活動等について改善が必要と認められた場合は、その改善に努めなければならない。
- 2 理事長等は、総括結果を法人等の年度計画及び中長期計画に反映させるように努めなければならない。

(評価専門委員会)

第10条 評価推進委員会のもとに評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、評価推進委員会が行う第7条・第8条に定められた事項の実務作業を担う。

(構成)

第11条 専門委員会は、評価推進委員会の承認を得て、次の委員より組織する。

- 1 評価情報分析室長
- 2 評価情報分析室副室長
- 3 副学長 1名
- 4 評価推進委員会が委嘱する者 若干名

2 専門委員会が必要と認めた場合は、本条第1項以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第12条 専門委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第13条 専門委員会に委員長を置く。

- 2 専門委員会の委員長は、評価情報分析室長とする。
- 3 専門委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故ある場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(評価情報分析室)

第14条 本学院の自律的な評価システムの整備・拡充を支援するため、「評価情報分析室」を置く。

- 2 評価情報分析室に、室長、副室長、室委員、事務職員を置く。
- 3 評価推進委員会及び専門委員会に関する事務は、評価情報分析室が担当する。
- 4 評価情報分析室の職務等については、別にこれを定める。

(法人等の自己評価委員会及び個別自己評価委員会)

第15条 法人自己評価委員会等の委員構成・職務等については、別にこれを定める。

第16条 法人自己評価委員会等は、法人等における各部局の個別自己評価委員会を統括する。

第17条 各部局の個別自己評価委員会に関する委員構成・職務等については、別にこれを定める。

(研究機関)

第18条 教育研究に関する評価、自律的な改善システムの構築・推進等に関する学術的な研究機能をもつ専門的な機関を置く。

2 研究機関に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(調査機関)

第19条 在学生、保証人、教職員、同窓生、企業、受験生等を対象に社会調査を実施し、収集されたデータを集計・分析・保管する機能をもつ専門的な機関を置く。

2 調査機関に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(主管部課)

第20条 この規程に関する事務は、評価情報分析室にて行う。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、評価推進委員会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2010年（平成22年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。